

一般財団法人広島県環境保全公社一般廃棄物の処分に関する規則

(全部改正 平成26年3月25日規則第8号)

(一部改正 平成27年 1月16日)

(一部改正 平成30年10月31日)

(一部改正 令和元年5月29日)

(一部改正 令和 7 年5月21日)

(総 則)

第1条 この規則は、一般財団法人広島県環境保全公社（以下「公社」という。）が委託を受けて行う一般廃棄物の処分について必要な事項を定める。

(処分の方法)

第2条 処分は、埋立によるものとする。

2 処分の場所は、次のとおりとする。

区 分	場 所
一般財団法人広島県環境保全公社箕島処分場 (以下「箕島処分場」という。)	福山市箕沖町107番1
一般財団法人広島県環境保全公社出島地区廃棄物等埋立処分場 (以下「出島処分場」という。)	広島市南区出島四丁目 及びその地先

(処分委託できる者)

第3条 処分を委託できる者は、広島県内の市町及び一般廃棄物を取扱う一部事務組合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第3号の規定に基づき、市町及び一部事務組合から非常災害により生じた一般廃棄物の処理を受託した者が、その受託業務を公社に委託して実施しようとする者を含む。以下「市町等」という。）とする。

(一部改正 平成30年10月31日)

(受 入 時 間)

第4条 一般廃棄物の受入時間は、次のとおりとする。

(1) 箕島処分場 午前8時45分から午後4時45分まで（ただし、午後0時から午後1時までを除く。）

(2) 出島処分場 午前9時から午後4時30分まで（ただし、午後0時から午後1時までを除く。）

(改正 令和元年5月29日)

(休 止 日)

第5条 一般廃棄物の受入休止日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があるときは、休止日以外の日においても受入れを休止することができる。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 12月28日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(処分の委託手続)

第6条 一般廃棄物の処分を委託しようとする市町等は、あらかじめ県知事に当該処分についての承認を得たのち処分依頼書を公社に提出しなければならない。

(処分の承諾手続)

第7条 公社は、処分を承諾するときは、市町等と委託契約を締結するものとする。

(搬入の制限)

第8条 搬入しようとする一般廃棄物が、委託契約をしたものであっても、埋立処分場の維持管理上支障があると認めるときは、搬入を制限することができる。

(処分委託料)

第9条 一般廃棄物の受入処分についての処分委託料は、一般廃棄物1トンあたり次の額（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

処分場名	1トンあたりの額
箕島処分場	9,000円
出島処分場	9,000円

(一部改正 平成27年1月16日/令和7年5月21日)

(委 任)

第10条 この規則に定めるもののほか、一般廃棄物の処分の委託に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、出島処分場に係る部分については、同処分場の産業廃棄物等受入業務開始の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に当公社が締結した契約書等において、改正前の規程を引用している場合においては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月31日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から適用する。

附 則 (令和7年5月21日施行)

この規則は、令和7年2月1日から適用する。